

議第23号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第5項及び第6項各号中「49.59」を「47.709」に改める。

附則第8項中「の京都市職員退職手当支給条例」の右に「(以下「旧条例」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、平成30年4月1日以後の退職に係る退職手当の額を計算する場合における旧条例第3条の規定の適用については、同条第1項各号中「別表」とあるのは「京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成30年 月 日京都市条例第 号）による改正後の京都市職員退職手当支給条例別表」と、同条第5項及び第6項各号中「49.59」とあるのは「47.709」とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

勤続期間	甲	乙	丙	勤続期間	甲	乙	丙
年				年			
1	1.256	0.837	0.502	21	27.872	17.867	17.867
2	2.511	1.674	1.004	22	29.379	18.833	18.833
3	3.767	2.511	1.507	23	30.885	19.798	19.798
4	5.022	3.348	2.009	24	32.392	20.764	20.764
5	6.278	4.185	2.511	25	33.899	21.592	21.592
6	7.533	5.022	3.767	26	35.405	23.55	23.55

7	8.789	5.859	4.395	27	36.912	25.51	25.51
8	10.044	6.696	5.022	28	38.418	27.469	27.469
9	11.3	7.533	5.65	29	39.925	29.429	29.429
10	12.555	8.37	6.278	30	41.432	31.388	31.388
11	13.937	9.291	9.291	31	42.687	32.434	32.434
12	15.317	10.211	10.211	32	43.943	33.48	33.48
13	16.699	11.132	11.132	33	45.198	34.527	34.527
14	18.079	12.053	12.053	34	46.454	35.573	35.573
15	19.461	12.974	12.974	35	47.709	36.619	36.619
16	20.841	13.894	13.894	36	47.709	39.172	39.172
17	22.223	14.815	14.815	37以上	47.709	在職1年 を増す ごとに 1,088を 加える。	在職1年 を増す ごとに 1,088を 加える。
18	23.603	15.736	15.736				
19	24.985	16.656	16.656				
20	26.366	16.901	16.901				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

提案理由

職員の退職手当の支給率を改定する必要があるので提案する。